

令和5年第4回東大和市議会定例会会議録第26号

令和5年12月6日（水曜日）

出席議員（21名）

1番	二宮由子君	2番	大后治雄君
3番	石田昭太朗君	4番	関綾子君
5番	早川美穂君	6番	尾崎利一君
8番	中村庄一郎君	9番	木下富雄君
10番	森田博之君	11番	押本修君
12番	蜂須賀千雅君	13番	高峰章君
14番	大川元君	15番	中間建二君
16番	荒幡伸一君	17番	木戸岡秀彦君
18番	佐竹康彦君	19番	東口正義君
20番	金井康哲君	21番	床鍋義博君
22番	中野志乃夫君		

欠席議員（1名）

7番 上林真佐恵君

議会事務局職員（5名）

事務局長	吉沢寿子君	事務局次長	嶋田淳君
議事係長	吉岡繁樹君	主任	関口百合子君
主任	高石健太君		

出席説明員（25名）

市長	和地仁美君	副市長	松本幹男君
教育長	岡田博史君	企画財政部長	神山尚君
総務部長	矢吹勇一君	市民環境部長	木村西君
子ども未来部長	志村明子君	地域福祉部長	伊野宮崇君
健康いきいき部 長	川口荘一君	まちづくり部長	金子秀之君
教育部長	小俣学君	企画政策課長	荒井亮二君
公共施設等 マネジメント課長	遠藤和夫君	納税課長	中野哲也君
産業振興課長	井上昌弘君	地域振興課長	池田剛君

環境対策課長 梶川義夫君
地域包括ケア
推進課長 石嶋洋平君
保険年金課長 吾郷真利君
まちづくり推進
担当課長 梅山直人君
生涯学習課長 岩野秀夫君

生活福祉課長 青木一麻君
介護保険課長 里見拓美君
都市づくり課長 稲毛秀憲君
下水道課長 畠山輝君

議事日程

第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程第1

午前 9時30分 開議

○議長（東口正美君） ただいまから本日の会議を開きます。

○議長（東口正美君） ここで、欠席の届出について報告いたします。

上林真佐恵議員より、本日の会議を欠席する旨の届出がございました。

以上でございます。

○議長（東口正美君） 開会前に議会運営委員会が開催されましたので、議会運営委員会委員長、中間建二議員の報告を求めます。

〔議会運営委員会委員長 中間建二君 登壇〕

○15番（中間建二君） おはようございます。

開会前に議会運営委員会が開催されましたので、御報告申し上げます。

本日、全ての一般質問が終了することが見込まれますので、その場合は明日12月7日、木曜日を休会といたします。よって、本日の本会議終了前に、明日12月7日及び8日、11日から15日までについて、休会の議決を採ることとなります。

以上で、議会運営委員会の報告を終わります。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願いいたします。

〔議会運営委員会委員長 中間建二君 降壇〕

○議長（東口正美君） 以上で、議会運営委員会委員長の報告を終了いたします。

日程第1 一般質問

○議長（東口正美君） 日程第1 一般質問を行います。

◇ 尾崎利一君

○議長（東口正美君） 昨日に引き続き、6番、尾崎利一議員の一般質問を行います。

○下水道課長（畠山 輝君） 昨日、尾崎議員からの一般質問の中で、武蔵村山市の下水道使用料を1,421円と答弁いたしましたが、正しくは1,412円でした。訂正をお願いいたします。

以上です。

○市民環境部長（木村 西君） 昨日の尾崎利一議員の一般質問の中で、家庭ごみ袋代については、東大和市の料金を2割下げてもまだ近隣のほうが安いのかという御質問に対しまして、容器包装プラスチックの手数料について御答弁させていただいたところでございますが、御質問が家庭ごみ袋代ということで、可燃・不燃も含めた御質問ということになりますと、2割下げますと東大和市のほうが安くなるということになりますので、訂正をさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○6番（尾崎利一君） おはようございます。

最近数字を間違えることが多くて、下水道料金のほうは私のほうが合っていたということなので、自信を取り戻させていただきました。ありがとうございます。

それから、家庭ごみ袋代については、以前、2割下げても周辺4市のほうが低いという答弁いただいていた、

今また答弁変わっていますので、これはまた時間があるときに取り上げたいと思います。

それで、この2番のところは終わるところですけれども、市長の予算編成方針の問題で少しお話しさせていただきます。

今回の予算編成方針は、誤解を恐れず、分かりやすさを追求したというふうに受け止めています。市長になってみたら、老朽化は想像以上で幾らかかるか分からないほど大変だっというように言われてるわけですけど、これ率直な言い方で、ただ市政は継続性がありますので、市としては、市民としては、市はいろいろ老朽化で大変だからって言って、値上げしたり、有料化したり、市民サービス切り捨てたりしてるけども、その総額分からないままそういうことをやっているのかっていうことにもなりかねませんし、七小の新校については47億円かかるということですが、聞いてみたら負担金補助金の額はいまだに分からないということで本当いいんだらうかっていうことにもなるわけで、そういう、誤解を恐れず表現されたということだと思います。

ただ、昨日申し上げた「ありがとう」という言葉については、私は考えていただきたいというふうに思っています。市民から「ありがとう」と言われるような実のある仕事をしようよということだと思えるんですけども、職員にそういうことを求めるということになれば、やはり職員の待遇、一年一年の会計年度任用職員が数百人規模にいるというような状況がどうなのかっていうことがありますし、それから市民の命と暮らし、基本的人権などを守るために奉仕するのが公務員ということですので、市民から「ありがとう」って言われたら、そんなこと言わないでくださいと。これは主権者である市民、あなたの当然の守られるべき権利なんですというふうに返すという誇りを持って職員の皆さん働いておられると思います。そういう点で、この言葉については一考を要するんじゃないかということをおし上げておきたいと思います。

次に、3の介護保険のところです。

まず保険料についてですけども、国が段階を多段階に変更したというふうに思います。その内容を伺います。また、当市では何段階になっているのか、多摩26市では何段階になっているのか、何段階は何市というふうに教えてください。

○介護保険課長（里見拓美君） 介護保険料の多段階化についてであります。国は第1号被保険者間での所得再配分の観点から、これまでの9段階から13段階への多段階化することとし、具体的な内容を検討しております。

当市は現在14段階であります。多摩26市では、20段階が1市、18段階が2市、17段階が3市、16段階が3市、15段階が6市、14段階が8市、13段階が2市、12段階が1市となっております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 低所得者の負担を軽減するっていう点では、段階数、多いほうがいいんだっということだと思えるですね。ぜひこれは検討していただきたいと思います。

それから、当市の保険料については、計画期間が終わってみると、基金を食い潰すどころか基金残高が増えていて、結果的には値上げは不要だったねということが続いています。日本共産党は反対していますが、国は、老健施設の家賃を取るとか利用料2割負担の拡大などを検討していて、まだ結論が出ていないようです。ですから、第9期の保険料を決める材料がそろっていないとは思いますが、これ以上の保険料引上げは行わないよう求めます。

第9期事業計画（案）では、現段階で1,000円程度の保険料値上げが必要になるとする一方で、8億7,000万円の基金があるとも言っています。8億7,000万円の基金を取り崩すと、保険料を幾ら引き下げる効果がある

のか伺います。

○介護保険課長（里見拓美君） 第9期事業計画における保険料についてであります。介護報酬が未定であることから、現時点では基金による保険料の引下げ効果額は具体的に算定できませんが、保険料を抑制する貴重な財源として、可能な限り活用を図りたいと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） これは値上げしないほしいというふうに求めておきます。

それから、介護労働者の処遇改善についてですが、6,000円とのこと。市職員の給与改定が行われました。初任給が9,000円ほど引き上げられました。市職員の給与引上げ幅、決して大きいとは思いませんけれども、介護労働者の賃金は全産業平均より月額で7万円も低いと言われているのに、桁が一桁違うということだと思います。これでは十分な人員確保ができないと考えます。

準備調査では、事業所の人材確保について、確保できているが6.3%、おおむね確保できているが9.5%で、前回調査と比べると半分以下に後退するという状況になっています。大幅な賃上げ、処遇改善が必要ではないかと思いますが、市の認識を伺います。

○介護保険課長（里見拓美君） 介護従事者への処遇改善についてであります。国においても、これまでも度々処遇改善の加算を行うなど対策を講じてきております。国は最低賃金の引上げ等も加味し、第9期の介護報酬の改定を行うものと認識しております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 次に、第9期介護保険事業計画案の9ページで、日常生活圏域の設定とあります。身近な地域に様々なサービス拠点を整備するための概念で、東大和市では4つの日常生活圏域が設定されています。この圏域ごとに介護サービス基盤をどう整備するかということが基本ですが、東大和市の場合は4キロ四方程度のコンパクトな市なので、市全域でのサービス基盤の整備状況、これを見ることにしたいと思います。

具体的に伺います。

市のホームページで、介護保険サービス事業所一覧があります。令和4年4月現在のものとされています。

以下、これを基に幾つか伺います。

まず訪問介護です。この分野は有効求人倍率が15.01となっており、人材不足が一番深刻と言われています。必要な訪問介護が受けられない、3回来てほしいと言っても2回しか来てもらえないとか、短時間しか来てもらえないなどということが多発していると聞いています。市はそのあたりをどのようにつかんでいるのか伺います。

また、事業所一覧の訪問介護事業所の人員は319人ですが、常勤者は89人で27.9%にすぎません。準備調査でも、不足している介護サービスの第4位に上がっています。必要な介護ニーズに応えるためには、人員増、事業所増も含めてどのような課題があると考えているのか、対策についても伺います。

○介護保険課長（里見拓美君） 訪問介護サービスの現状についてであります。過去4年間のサービスの利用状況は全体的に増加しておりますので、このことから適切にサービスが提供されていると認識しております。

また、訪問介護サービスにおける課題についてであります。訪問ヘルパーの高齢化により離職が生じる一方で、新たな人材が十分補われていない状況が生じるおそれもありますことから、市におきましては、市認定ヘルパー養成講座を平成29年度より実施しているところであります。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） これは、介護プランをつくる、ケアプランをつくるケアマネジャーへの調査で足りないというふうに調査結果でも出てるんですね。だからこれ、適切に提供されているとはとても言えないと思います。これ、どう増やすのか、やっぱり行政の責任問われる問題だというふうに思います。

それから、第9期計画（案）では、リハビリテーション指標を検討中とのこと。切れ目のない医療・介護体制を構築する上で、本来あるべき姿、つまりビジョンとの乖離を明確にするための指標です。介護保険サービス事業所一覧に基づく訪問看護と訪問リハビリの人員ですが、全部で看護師45人、理学療法士27人、作業療法士15人、言語聴覚士4人となっています。私も母の介護で訪問看護はお世話になりました。足を骨折して立てなくなると排便も自力でできない、お通じも悪くなる。とても看護師45人では足りないだろうと思いますが、人員増や事業所増も含めて、課題と対策について伺います。理学療法士や作業療法士についても同様に伺います。

○介護保険課長（里見拓美君） リハビリテーションの現状についてであります。新型コロナウイルス感染症の影響により通所リハビリテーションの利用が減少する一方で、訪問リハビリテーションの利用が増加しております。看護師、理学療法士、また作業療法士は、医療機関はもとより、訪問介護やリハビリテーションのほか、また介護業界ではそれに限らず、広く介護施設等で配置されております。

今後もその必要性は高まるものと考えられますが、現時点で市が直接的に人員を増やすような対応については予定しておりません。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） また、言語聴覚士4人というふうになっています。言語聴覚士とはどのようなものなのか、また訪問看護では具体的にどのようなことをしているのか伺います。

○介護保険課長（里見拓美君） 言語聴覚士は、言葉によるコミュニケーションや嚥下に困難を抱えている方に対し、その機能の維持向上を図るため、言語訓練や検査、援助を行う専門職でございます。訪問看護において、言語聴覚士は医師または歯科医師の指示の下に、看護師等と連携し、コミュニケーション指導や嚥下訓練等の支援を行っております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 高齢者が社会性を失わない上で、言語障害や聴覚障害に対応する言語聴覚士は大変重要な役割を果たすと思います。また、嚥下訓練も行うとされています。嚥下障害で口から食べられなくなって衰弱していく高齢者は大変多いと思います。言語聴覚士についてもっと増やすための対応が必要ではないかと思いますが、市の見解、対応を伺います。

○介護保険課長（里見拓美君） 言語聴覚士は1997年に国家資格として制定されましたが、理学療法士や作業療法士に比べて受験者数も少なく、有資格者数が少ない状況にあると言われております。

高齢化の進展に伴い、今後もその必要性は高まるものと考えられますが、現時点で市が直接的に人員を増やすような対応について予定はしておりません。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 日常生活圏域が設定されて、そこでやはり身近な介護基盤を整備するという必要があると指摘されてるわけですが、この責任はどかが負うということになるのでしょうか。

○介護保険課長（里見拓美君） 市としましては、国、東京都と連携いたしまして、市内の介護サービスの基盤を整備していきたいと考えております。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) 介護保険サービスを策定するとき、もちろん保険料は大切なんですけれども、やはり十分な介護が受けられる体制をどう構築していくかというのは大きな柱になると思うんですね。その点で今、国、東京都とも連携してということでしたけれども、この点、計画の中でももっと掘り下げていただく必要があるんじゃないかと思って質問しているわけです。

それで、次に、デイサービスでお泊まりデイサービスっていうのがあります。人員基準、設備基準、安全基準が定められています。一覧では、都への届出ありと書かれている施設と書かれていない施設があります。どうということなのか伺います。

介護保険外のサービスですから10割負担ですけれども、場合によっては大変ありがたいサービスでもあります。しかし、基準はきちんと守られていなければならないと思います。現状と、第9期計画に向けた課題と対策を伺います。

○介護保険課長(里見拓美君) お泊まりデイサービスとは、日中、介護保険の通所介護サービスを受けた後、そのまま施設に宿泊することができるサービスのことで、サービスを提供するためには、東京都で定める基準に基づいた届出と運用が必要であり、一覧に掲載されている各事業所につきましては東京都に届出していることを確認しております。

なお、お泊まりデイサービスは介護保険以外のサービスであることから、介護保険事業計画では位置づけておりません。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) ちゃんと皆さん届出されているということで、表記もそういうふうにしていただくと安心できるんじゃないかなと思いますけれども、安心しました。

次に、認知症対応型共同生活介護——グループホームですが、3施設で定員が計54人です。準備調査では、不足している介護サービスのやはり4番目に上がっています。充足のためにどのような手だてを打つのでしょうか。

また、入居時に10万円から30万円必要で、月々は15万5,000円から17万2,000円となっています。前議会の答弁では、料金が高過ぎて利用できないという実態は把握していないとのことでしたが、低所得者はなかなか利用できない実態なのではないかと思います。第9期計画に向けた課題と対策を伺います。

○介護保険課長(里見拓美君) 認知症対応型共同生活介護についてであります。市内の3施設につきましては稼働率が高いことから、一定の需要があるものと認識しておりますが、料金が高過ぎて利用できないという実態は現在把握しておりません。

今後の対策としましては、事業者から施設整備の相談がある場合には真摯に対応し、必要な施設として検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) 次に、特定施設入居者生活介護、いわゆる介護付き有料老人ホームです。6施設で362人です。入居金ゼロ円から1,000万円までいろいろで、月額利用料も20万円から30万円台というところが主なところ。やはり低所得者は大変です。年金だけでは払い切れないのかなと感じます。第9期計画に向けた課題と対策を伺います。

○介護保険課長(里見拓美君) いわゆる介護付き有料老人ホーム等の特定施設についてであります。市内で

は現在7施設、定員は429人となっておりますが、利用者が増加しており、今後も高齢化の進展とともに利用者の増加が見込まれるものと考えております。

特定施設につきましては、東京都が整備可能総定員数を圏域ごとに定めておりまして、市には整備についての裁量がないことから、事業者からの施設整備の相談がある場合には、東京都の計画上、整備が可能なのか確認するなどの対応が必要であると考えております。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) 次に、特別養護老人ホームは5施設で380人分となっております。前議会で、第9期計画期間内に整理できるよう検討を進めるという答弁でした。今回もそうですね。

それで、市内と周辺の7施設での待機者が145人とのことです。特養ホームの不足は、保険あって介護なしと言われる象徴です。速やかに整備すべきですが、改めて見解を伺います。

また、第9期計画(案)の65ページでは、利用率が9割程度にとどまっていますが、他の施設は100%ぐらいなんですけども、人員がそろわずに受け入れられなかったようなことがあったのかどうか伺います。

○地域包括ケア推進課長(石嶋洋平君) 特別養護老人ホームの整備に関する考え方については、高齢者の住まいの整備状況や安定した施設運営、市財政への影響など、将来的見通しを考慮しながら、その考え方について整理してまいります。

また、第9期計画書(案)における第8期計画期間、令和3年度から令和5年度までの利用率9割についてであります。第8期計画期間、計画策定時において推計した計画値と比べて9割程度の利用にとどまりましたが、特別養護老人ホームにおきまして、職員が確保できずに受入定員数が減っているという相談は受けておりません。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) いろいろ考慮する事項はあると思います。しかし、実際に待機者が145人いると。これ少なくともっていうことになると私は思ってますけれども、保険料を払って、利用料も払うと言っているけど施設がなくて入れないという事態は、最優先でこれは解決するという立場に立つべきだというふうに思います。

次に、準備調査では、不足している介護保険サービスのベストスリーは、小規模多機能型居宅介護、夜間対応型訪問介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護です。これらの整備のための手だてについて伺います。

○介護保険課長(里見拓美君) 小規模多機能型居宅介護等の整備についてであります。事業者からの施設の整備の相談がある場合には真摯に対応し、必要な施設として検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) これ、不足しているのに、相談があったらっていうことでは済まないんじゃないのかというふうに思います。先ほども申し上げましたけれども、日常生活圏域の中で必要な介護基盤を整備するというのが市が国や東京都と協力しながら責任を負うということですので、この介護保険第9期計画の中でもきちんと、こころ位置づけていただきたいというふうに思います。

それから、準備調査では、令和2年現在で高齢独居世帯が5,012世帯となっております。この対策について伺います。

○地域包括ケア推進課長(石嶋洋平君) 独り暮らしの高齢者につきましては今後も増えていくものと想定され、適切な支援を行う体制の充実は重要であると考えております。

市では、高齢者の総合相談窓口としての高齢者ほっと支援センターや、独り暮らしの高齢者の見守り支援を

専門とする高齢者見守りぼっくすを中心とし、緊急通報機器を活用しました救急通報システムによる見守りや、地域のサロン活動における地域住民による居場所づくりなど、複合的な見守りや支援により対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 第9期介護保険事業計画（案）が先日示されているわけですがけれども、やはり必要で十分な介護が受けられる介護基盤を整備するということは行政の最大の役割だと思います。先ほども特養ホームのところでは言いましたが、保険料払って、利用料払うって言うてるのに、その介護基盤がなくてサービスを受けられないということは本来あってはならないことだと思います。

第9期計画がこの役割を果たすものになるよう求めて、この3のところ、終わります。

次に、4番の暮らしを守る課題についてです。

生活保護申請が令和4年度下半期から顕著に増加しているとのことでした。令和4年4月1日、10月1日、令和5年4月1日、10月1日の受給世帯数、受給者数の推移を教えてください。

○生活福祉課長（青木一麻君） 令和4年4月1日以降、半年ごとの生活保護受給世帯数及び受給者数についてでございますが、令和4年4月1日では1,366世帯で1,829人、令和4年10月1日では1,372世帯、1,803人でしたので、この上半期時点では世帯は6世帯の増加、人員は26人の減少でございました。しかし、令和5年4月1日では1,396世帯、1,838人で、令和4年度下半期は半年で24世帯、35人の増加となりました。

さらに、令和5年10月1日では1,446世帯、1,863人となりましたので、令和5年度の上半期では、半年で50世帯、25人が増加したという状況でございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ありがとうございます。

申請が顕著に増加しているという理由をどのように捉えているのか、またどのような相談があるのか伺います。

○生活福祉課長（青木一麻君） 生活保護申請の顕著な増加の理由についてでございますが、これは補正予算の答弁でも申し上げましたが、折からの物価高騰に加え、コロナ禍における国の各種給付金や助成金、特例貸付などがおおむね終了し、それらで生活を維持していた方々が生活保護申請に至っているものと考えております。

相談内容については多岐に及びますが、特にこれまで預貯金等をやりくりしながら生活してきたがそれも限界になったであったり、単身者で御高齢でもどうにか仕事を続けてきたけれども病気等で続けられなくなったというような趣旨の相談が多いように感じております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 一件一件、大変な相談だと思います。

現在の受給世帯数の下で、ケースワーカー1人当たり80件以内という基準との関係ではどのような状況なのか、体制の補充の検討なども含めて、対応についても伺います。

○生活福祉課長（青木一麻君） 現在の受給世帯数とケースワーカーの担当件数の状況についてでございますが、現在ケースワーカーは16名の定員数でございますので、10月1日付の受給世帯数で計算すればケースワーカー1人当たり約90世帯ということになり、国の基準と比較すると10世帯多く、人数にして3名が不足している状況だと認識しております。

ケースワーカー等の職員体制につきましては、こうした状況を踏まえ、組織部門と継続的に調整を図ってま

いりたいと考えております。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) お一人お一人大変な状況なので、これだけ90世帯ということになると本当に御苦労多いと思います。体制の補充も含めてよろしくお願ひしたいと思います。

それから、10月から生活保護の支給額、これ改定されたということです。この改定で、支給が増える世帯と減少する世帯の割合、どの程度なのか、減少する世帯はどのような世帯なのか伺います。

また、減少する世帯については減少しない措置が取られるとのことですが、この措置によって現実に減少する世帯はなくなるのか、またこの措置はいつまで取られるのか伺います。

○生活福祉課長(青木一麻君) 令和5年10月の生活保護基準改定の影響等についてでございます。

生活保護の基準は5年に1度、社会保障審議会生活保護基準部会にて検証され、国が改定します。今般の改定では、国はこの検証結果と足元の物価高騰の状況を踏まえ、当面2年間は検証結果の水準に世帯人員1人当たり月額1,000円を加算するとともに、当該加算を行ってもなお改定前の基準額から減額となる世帯について、現行の基準額を保障するという臨時的・特例的な対応をすることとしました。

結果として、東大和市では、基準額の増額があった世帯は586世帯で全体の約41%であり、現行基準額の保障の対象となった世帯は、主に単身者世帯で856世帯となり、全体の59%でした。この措置によって、結果的に減額となった世帯はございません。

なお、国は令和7年度以降の生活扶助基準につきましては、令和7年度予算の編成過程において改めて検討することとしております。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) 今回の改定では、支給額を減らさないための措置が取られているということですが、これだけの物価高騰の下で、支給額の抜本的引上げこそ本来必要だというふうに思います。

日本共産党としては、自民・公明政権が行った生活保護費の削減、生活扶助費の15%カット、これを緊急に復元し、支給基準を生存権保障にふさわしく引き上げるということを求めています。

11月30日、名古屋高裁で安倍政権が強行した保護費削減取消しの判決が下されました。これで減額取消しは1高裁12地裁となり、さらに初の国家賠償を認めた判決となりました。

国に対しても保護費の抜本的引上げを求めていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○生活福祉課長(青木一麻君) 生活保護基準についての市の考え方でございますが、生活保護は国の法定受託事務であり、その基準はさきの答弁のとおり国が決定するものでありますことから、市に裁量はございません。国も令和7年度に改めて見直すとしておりますことから、今後の国の動向を注視し、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番(尾崎利一君) とにかく人間らしく生きられる基準が必要だと思います。

NHKでガラパゴスっていうドラマ終わりましたが、非人間的な働き方を強いられてきた派遣労働者が正社員になるために殺人を犯すという悲惨な話でした。

私も派遣労働者の相談に乗ったことがあります。契約と実態が違う、契約がころころ変えられる、悪いほうにです、という状況が続く、御本人も体調を崩して寮も出なくてはならない。働いていた名古屋から東大和市に戻ってくるのにも大変な思いをしました。当初はこの条件なら少し貯金ができると思っていたのが、すっ

からかんになって帰ってこざるを得ないという状況です。生活福祉課の皆さんをはじめ、市の職員の皆さんも、そういったケース、たくさん目にされてきたものと思います。

日本共産党は、名称を生活保障制度に改め、権利性をはっきりさせて、生存権保障にふさわしい制度に改革すべきと考えています。

市職員の皆さんも本当に大変だと思いますけれども、年末年始の対応も取っていただいているとのこと。市職員の皆さんの思いも含めて、改めて対応について伺います。

○生活福祉課長（青木一麻君） 年末年始も含めた市の相談への対応についてでございますが、今議員のお話もありましたとおり、生活福祉課では日々様々な内容の相談に対応しております。一方で、年末年始も通常の相談体制を取るということは、これは職員体制上、困難でありますことから、輪番制での緊急時対応としております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） 本当はもっといろいろお話を伺いたいところですが、時間もありませんので、ここはこれで終わりたいと思います。

5番目のいわゆる「葬儀難民」の現状と対策についてです。

葬儀難民については、前議会以降、何もやっていないという答弁ですが、資料を頂きました。調査していただいているということだと思います。

今後どのような調査研究を進められるのか伺います。

○地域振興課長（池田 剛君） 今後の調査研究についてであります。近隣市や市民葬儀協定事業者との情報交換等を通じて調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ぜひよろしく申し上げます。

火葬を1週間も10日も待たされ、御遺体の保管費用もかさむなどの声を前議会でも紹介したところですが、やはり実際のお困りの声をつかむということが出発点だと思います。

市長への手紙など含めて、市がつかんでいる状況があれば伺います。

○地域振興課長（池田 剛君） 市長への手紙において確認ができる過去5年分によりますと、令和2年度と令和4年度に各1件ございまして、いずれも火葬費用や組合への加入に関する御意見、御要望でありました。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ありがとうございます。

それから、生活福祉課で、葬儀の問題、これも大変重い問題ですので、常々感じていることなどあれば伺います。

○生活福祉課長（青木一麻君） 生活福祉課では、生活保護法に基づく葬祭扶助による葬儀のほか、身寄りがななどの理由から遺体の引取り手や葬祭執行者がいない方の葬儀を墓地埋葬法や行旅死亡人取扱法に基づいて実施しております。

いずれの葬儀についても、年度により取扱いの件数の多寡はございますが、基本的には増加の傾向ございまして、やはり高齢化と単身世帯の増加の影響が大きいかなと感じております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ありがとうございます。

この葬儀難民の問題は、やはり非常に重い問題だと思います。前、御答弁いただきましたけれども、毎年の死亡者1,000人ぐらいで、毎年5%ずつ増えているっていうのがこの間の状況だということでした。すぐにぱっと解決できるっていうことではないと思いますけれども、しかし同時に、市民が現実の中でもう直面している問題ですので、早急な対策を求めておきたいと思います。

次、最後に、6番の国・都・市有地のところですが、

資料を頂きました。桜が丘3丁目の2万2,000平米の国有地については、令和6年度末改定の都市マスタープランを踏まえて検討するということですが、

全体構想の素案が示されたところですが、現段階でどのようなことが言えるのか、言えることがあるのかどうか、そこら辺について伺います。

○まちづくり推進担当課長（梅山直人君） 桜が丘3丁目の国有地につきましては、都市マスタープランの改定などを踏まえ、利用方法を調査検討することを想定しております。

都市マスタープランの改定状況につきましては、11月30日の議員全員協議会にて御説明したとおり、市全体の将来都市像である全体構想の素案を作成したところであります。

今後地域別の将来市街地像である地域別構想の作成に着手してまいります、その中で国有地を含む桜が丘地域の将来像を明らかにしていきたいと考えております。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） これはその地域別構想ができるのが令和6年度末ということによろしいのでしょうか。

○まちづくり推進担当課長（梅山直人君） 地域別構想の作成は、令和6年度の作成を予定してございます。

以上でございます。

○6番（尾崎利一君） ありがとうございます。

それから、御答弁では、建設工事中のところは幾つかあります。東京街道団地のまちづくりプロジェクト、公園、運動広場、第二学校給食センター跡地です。

第二給食センター跡地工事については以前に苦言を申し上げたところですが、このそれぞれについて、周辺住民の皆さんから苦情など出ていないのか、安全面や騒音などの対策が十分取られているのかどうか伺います。

○都市づくり課長（稲毛秀憲君） 東大和市東京街道団地地区まちづくりプロジェクト、公園及び運動広場につきましては、市には周辺住民の皆様からの苦情等は寄せられておらず、各事業者において安全面などへの対応が適切に行われているものと認識をしております。

以上でございます。

○子ども未来部長（志村明子君） 第二給食センター跡地の建設工事に関しましては、工事発注者であります社会福祉法人どろんこ会及び工事施工事業者、それぞれの担当責任者の双方で近隣住民の方からの御意見、御要望には一つずつ丁寧かつ誠実に対応し御理解を得ていること、また建設工事においては、安全・安心に最大限の配慮を持って進めていることを聞いております。

また、市には周辺住民の皆様からの苦情等は寄せられておりません。

以上です。

○6番（尾崎利一君） 一つ一つこうやって動いた、動いていることが周辺住民の皆さんの支持と信頼を得て進められるっていうのは大変大事なことだと思いますので、引き続きよろしくお願いします。

以上で私の一般質問を終わります。

○議長（東口正美君） 以上で、尾崎利一議員の一般質問は終了いたしました。

◇ 早 川 美 穂 君

○議長（東口正美君） 次に、5番、早川美穂議員を指名いたします。

[5 番 早川美穂君 登壇]

○5番（早川美穂君） 日本共産党、早川美穂です。通告に基づき、一般質問を行います。

1、農業者支援について。

先日の東やまと産業まつりの盛り上がりも記憶に新しいですが、農家の方々から、現場の話と課題も伺う機会を得て、市の現状をより深く知りたいと思いました。

以下、伺います。

①市内における農地面積の推移について。

②農業者支援策の現状と課題について。

2番、多摩地域での有機フッ素化合物PFAS（ピーファス）汚染への取組について。

12月1日、立川の地下水で暫定指針値の62倍のPFASが検出され、大きなニュースとなりました。東大和にも確実に汚染は迫っていると考えます。

6月議会に引き続き、以下、伺います。

①PFAS汚染の現状と市民の健康に対する影響について。

②令和5年第2回定例会以降の検討状況について。

③他自治体の取組について。

④PFAS汚染から市民の命と健康を守るために必要な対策について。

3番、国民健康保険について。

日本は、対GDP比で、社会保障に占める金額が先進国の中でもかなり低いです。これが国の衰退を招いているのでは、もっとお金をかけるべきでは、と日本共産党は考えます。

この立場から、以下、伺います。

①保険証について。

ア、紙の保険証の廃止の影響について。

イ、短期被保険者証の扱いについて。

②国民健康保険税の引下げと負担軽減について。

壇上での発言は以上とし、再質問は自席にて行います。よろしく申し上げます。

[5 番 早川美穂君 降壇]

[市 長 和地仁美君 登壇]

○市長（和地仁美君） おはようございます。

初めに、市内の農地面積の推移についてであります。市内農地につきましては、相続等において農業後継者に継承できないことなどから、この10年間で面積は13.4ヘクタール減少しております。

次に、農業者支援策の現状と課題についてであります。現在東京都の補助事業を活用しながら、都市農業経営力強化事業補助金など、都市農業の育成及び活性化に資する支援を行っております。

課題につきましては、農業の担い手の確保や育成であると考えております。

次に、PFAS汚染の現状と市民の健康に対する影響についてであります。東京都水道局によりますと、市内に設置されている水道局が所有する井戸水は、現在取水を停止しているとのことであり。また、東京都が行った水道水の水質調査では、国の定める暫定指針値を下回っております。

このことから、現在市内に供給されている水道水に暫定指針値を上回るPFASが含まれている可能性はないと考えており、市民の健康が害されたとの報告は受けておりません。

次に、令和5年第2回市議会定例会以降の状況についてであります。市公式ホームページにより、本市の水道水におけるPFOS（ピーフォス）及びPFOA（ピーフォア）の合計値が暫定指針値を下回っていることについてお知らせするとともに、東京都の電話相談窓口等を紹介しております。

次に、他自治体の取組についてであります。主に国の取組や東京都の電話相談窓口等を各自治体のホームページに掲載し、情報提供を行っている認識しております。また、地下水の調査において国の暫定指針値を超える値が検出された自治体や、独自で水道事業を行っている自治体では、東京都とは別に独自の調査を実施していると伺っております。

次に、PFAS汚染から市民を守る対策についてであります。現在本市の水道水におけるPFOS及びPFOAの合計値が暫定指針値を下回っていることから、引き続き東京都が実施している水質調査等に協力し、国の専門家会議の検討内容等を市民へ周知してまいりたいと考えております。

次に、紙の国民健康保険証の廃止の影響についてであります。紙の保険証につきましては令和6年の秋以降に廃止が予定されており、マイナンバーカードへの健康保険証利用登録の誤りなどを懸念する報道がありますが、市では廃止の影響を具体的に把握しておりません。

市といたしましては、今後の国の通知等に基づき、国民健康保険証に関する業務を適切に執行してまいります。

次に、短期被保険者証の扱いについてであります。現在国民健康保険税を滞納されている世帯へは接触の機会を設け、電話による相談も含め、納税相談があった場合に短期被保険者証を交付しております。

なお、紙の保険証が廃止されることに伴い、短期被保険者証も廃止される予定となっております。

次に、国民健康保険税の引下げと負担軽減についてであります。国民健康保険税につきましては、国民皆保険を下支えする国民健康保険事業の安定的な運営を図るため、対象経費に見合った適正な水準にすることが必要であると考えております。

また、所得の低い世帯等に対しましては、従前の軽減制度に加え、保険税負担に配慮した本市独自の軽減・減免制度を設けております。

以上です。

[市長 和地仁美君 降壇]

○5番（早川美穂君） 御答弁いただき、ありがとうございました。

それでは、順番に再質問させていただきます。

1、農業者支援について。

①市内における農地面積の推移について。

こちらは御答弁では、10年間で13.4ヘクタール減少との御答弁でしたが、全体の数値が何ヘクタールから何ヘクタールに減ったのか、何%減ったのか、パーセンテージも併せて伺います。

○産業振興課長（井上昌弘君） 市街化区域の農地面積であります。平成25年度に67.67ヘクタールありましたが、令和4年度に54.26ヘクタールとなっており、約19.8%減少しております。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） ありがとうございます。

ここで、国内全体における農業と農村に目を向けると、この10年で東京都の面積を超える広さの農地が失われ、基幹的農業従事者は3割も減少しています。

当市において、基幹的農業従事者の推移を伺います。

○産業振興課長（井上昌弘君） 市内の基幹的農業従事者の推移ですが、農林業センサスからの数字となります。2010年の平成22年2月1日には143人でしたが、2020年の令和2年2月1日現在では122人となっております。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） 相続で継承できない問題、こちらを解決するための対策として具体的にはどのような施策を行ってききましたか。

○産業振興課長（井上昌弘君） 農地を相続した際に発生する相続税を猶予する相続税納税猶予制度の説明を行っております。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） それらの施策によって、実際に離農や農地減少を食い止める効果は数字としてどのくらいあったのでしょうか。

○産業振興課長（井上昌弘君） 相続税の納税猶予制度を活用している農地と人数であります。平成25年度の農地面積については62万224平方メートル、人数は75人でありましたが、令和4年度では16万6,192平方メートルで82人となっております。この10年で5,968平方メートル、人数は7人増えております。

以上でございます。

大変失礼いたしました。

平成25年度の農業面積につきましては16万224平方メートルでございます。おわびして訂正いたします。

○5番（早川美穂君） 相続税の厳しさと併せて、生産緑地指定の税制が厳格過ぎるとの声も伺っています。

数年前に議員団で市内のブルーベリー農家の方を訪問しました。すると、訪れた人が車をとめたくても、駐車場がないということがあります。農地部分は軽減税率なんですが、駐車場は宅地並みの税がかかることがあります。販売の棚なども適用外ということで、なかなか商売するのに不自由だとそのときのお話でした。

現在そのあたりはどのようになっているのでしょうか。

○産業振興課長（井上昌弘君） 生産緑地に指定された土地の税額を算定する際の評価につきましては、生産緑地農地と市街化区域農地の2つに分かれます。

まず、生産緑地農地につきましては、緑地内の一部に直売所や駐車場が設置された場合は、生産緑地農地としての評価に造成費に相当する額を加えた価格に地積を乗じた評価をしております。

次に、市街化区域農地は宅地並みの評価をしております。

なお、直売所の家屋に関しましては、課税客体となる家屋と認定された場合については、通常と変わらず課税されることとなります。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） 詳しくありがとうございました。

それでは、②農業者支援策の現状と課題について伺います。

東京都の補助事業を活用しながら、都市農業経営力強化事業補助金など、都市農業の育成及び活性化に資する支援を行っているとの御答弁でしたが、都市農業経営力強化事業の一環である認定農業者についてお尋ねします。

改めて教えていただきたいのですが、認定農業者にはどのようなメリットがありますか。

○産業振興課長（井上昌弘君） 東京都の事業で都市農業経営力強化事業費補助金や、市の補助金で東大和市認定農業者及び認証農業者支援事業補助金を活用することができます。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） 令和4年度の東大和市行政報告書によると、現在の認定農業者は25経営体、平成29年度は22だったと思います。どういう方が新たに参入されたのでしょうか。

○産業振興課長（井上昌弘君） 平成29年度以降、3経営体が減りまして、新たに6経営体が増えており、3経営体の増加となっております。市内の方が5人、市外在住の方がお一人となっております。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） ありがとうございます。

ところで、先日、市内の農家の方にお話を伺ったところ、申請したいけどハードルが高いんだよねというお話がありました。農地が複数の県にまたがるとちょっと難しい、農業経営改善計画書が難しいというお話でした。

この農業経営改善計画書の作成について、指導やセミナーは実施していますか。また、行政によっては、希望者が認定農業者を目指せるような支援策を持っていて、JAや農業組合さんが担当している自治体もあるようです。当市はどんなことをやっているのでしょうか。

○産業振興課長（井上昌弘君） 市では年1回、東京都農業会議の職員、東京都農業振興事務所の職員、中央農業改良普及センターの職員及びJA東京みどり農協組合の職員で構成された東大和市認定農業者及び認証農業者相談支援チームにおきまして、農業経営改善計画書の作成アドバイスや改善内容の指導を行っております。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） 第3次東大和市農業振興計画によると、新規就農者や青年層を認定農業者へ誘導するための技術指導及び経営指導については、中央農業改良普及センターやJA東京みどりさん等と連携して重点的に行っていると聞いています。しかし、それとは別に、複雑な手続上のハードルをクリアするための支援というのは含まれているのでしょうか。

○産業振興課長（井上昌弘君） 他の支援としましては、他市に農地を有する農業者で、他市の農地を含めて認定農業者の申請をする場合、国または東京都への申請が必要となります。この場合に申請の支援を行っております。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） ありがとうございます。

現在の認定農業者の農業所得の目標額300万円、これについても、現在の当市の農家の多くを占める小規模・中規模の方にはなかなかハードルが高いと感じる方も多いようでした。

もう少しハードルを下げた制度があったらと思って、多摩地区のほうで調べてみますと、所得基準で言いますと東村山市の認証農業者制度、これは200万円、府中市の準認定農業者制度は200万円から300万円、武蔵野

市の都市型認定農業者制度、こちらは所得基準なしというものがあるんですね。

では、当市はと思いましたが、第3次東大和市農業振興計画に、（仮称）東大和市認証農業者制度の検討という項目がありました。こちら、恐らく検討の開始は平成30年かと思いますが、現在はどのようになりましたか。また、申請はありましたか。

○産業振興課長（井上昌弘君） 当市におきましても認証農業者制度を令和4年度に創設しております。こちらは、農業経営改善計画における5年後の農業所得目標が200万円以上であることが基準となっております。こちらの制度の申請者は現在おりません。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） ありがとうございます。

また、別の農家の方に伺ったところ、そもそも制度について説明会がほとんど行われていないと思うんだよね、だからあんまり僕はよく知らないというお話もありました。

武蔵村山やほかの自治体では、年二、三回は開催されていると伺っています。当市の現状はいかがでしょうか。もし開催しているとすれば、それはどのような方法で周知をしていますか。

○産業振興課長（井上昌弘君） 令和5年10月の東京都農業会議の調査結果によりますと、希望者に対して説明している場合を含み、年1回程度の説明会を実施している市があると認識しております。

なお、当市におきましても、説明会は実施しておりませんが、希望者へ窓口で説明するほか、年2回、農協を通じて農業者へチラシを配布し、周知を図っております。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） もろもろ詳しくありがとうございます。認定農業者を希望する全ての方が行政の適切な支援と指導を受けて認定を実現できるよう、より一層の制度の充実を望みます。

次に、直売所についてお尋ねします。

平成29年、農家の方224人を対象にした農家意向調査、こちらによると、今後の農産物の販売方法については、直販に力を入れたい、これが45%、地域住民との触れ合いについては、農産物の販売を通じてしたい、これが34%、地域の行事などを通じてしたい、これが26%でした。

農業振興の課題として、直売ネットワークの形成を掲げ、直売所の拡充・普及を検討しておられるのはすばらしいと思います。具体的にどのような方法を取っているのでしょうか。その施策によって直売所の数に変化はありましたか。

○産業振興課長（井上昌弘君） 第3次東大和市農業振興計画では、JAが設置している直売所の拡充について検討する必要があるとしておりまして、市外になりますが、みどり農協管内の5市の農産物を販売しているみの一れ立川幸町店がオープンして、そちらで市内の農産物の販売を行っております。

また、個々の農家が設置する直売所についても、地産地消の促進、消費者との交流促進、農家の収益拡大等に期待できることから、その普及を図っていく必要があるとしております。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） ありがとうございます。

直売所について、市から、のぼり旗、こういう大きな旗ですね、の支給とマップの掲載はあると伺っています。それ以外にサポートはどんなものがありますか。

○産業振興課長（井上昌弘君） 令和4年度に、野菜結束テープを農産物直売所マップ掲載農家や直売所運営委

員の方に配付をいたしました。また、東京都の制度になりますが、チャレンジ農業支援事業を案内しまして、これまでに農業者がパッケージの作成や看板のデザインの作成をしていることを確認しております。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） これは提案なんですけれども、直売所について、結構生産者によって見た目のばらつきが大きいんですよね。これがちょっと気になったところです。また、のぼりのほかにも遠目で分かる特徴があったらいいのになと思ったりもしました。

例えば2021年から世間一般で販売していますプチマーケットっていう簡単なキットがあるんですね。これは誰でも簡単に組み立てられて、目を引く明るいデザインの無人直売所のキットになります。例えば、それは木製なんですけれども、こういうのを例えば近隣市の林業の間伐材などを利用して、こういった品を作れないものかなと思っています。いかがでしょうか。

○産業振興課長（井上昌弘君） 市内の直売所につきまして、それぞれの農家の実情に応じて設置されているものと認識しておりますことから、現段階におきましては統一した販売キットの設置は考えてございません。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） ありがとうございます。

また、練馬区の「ねりまベジかるファーム」、「練馬果樹あるファーム」、こちらは市内の農業者の活動の後押しとして、区のほうで大々的な広報をサポートしています。東大和でもぜひこういうことに取り組んでほしいところです。

それから、当市の直売所マップ、これがあると思うんですけども、結構内容がすごく盛りだくさんで、この方がどういうものを売っていて、いつ開いています、連絡先はこちらという一覧なんですけれども、そこにマップがついていて、しかし50か所ぐらいとなるとなかなか、例えば市報とか、別の媒体に載せたりするのは結構大変なのかなと、紙幅がかかるので。例えば市報だったらシェアサイクルとか紅葉スポットみたいなマップというのは季節ごとに出ていると思います。ただ、ああいうふうに直売所マップをどんと載せるかっていうと結構難しそうというふうに思っているんですね。

そこで、ちょっと提案なんですけれども、ほかの自治体の先進的な取組としまして、武蔵野市、これはなかなか面白い直売所マップをしているんです。当市と同じく紙ベースで配っているのもそうなんですけども、違う点は何かっていうと、表紙にQRコードがあるんです。そこから独自のグーグルマップに飛ぶことができます。

これはどういったマップかといいますと、行政と民間の共同事業である「CO+LAB MUSASHINO（コラボむさしの）」っていうのがあるんですね。これは食と農をつなぐプラットフォームなんですけども、それに参加している企業一覧、それから併せて全市の直売所、これが登録されたグーグルマップなんです。これですとスマホで見られて、若い層にもたくさん見てもらえますし、ナビゲーションつきなので自分の現在地からすぐに最寄りの直売所を見ることができて非常に利便性が高いものです。

また、紙の場合は、情報を更新した際に、今は市のホームページのほうにマップ載っています、配っていますっていうのの下に更新情報が出てたりすると思うんですけども、なかなかそこに再びアクセスする人が少ないことを思うと、更新しても周知が難しいというデメリットがあります。その点、デジタルでしたら、コストが低く、細やかな即時の更新ができるかと思えます。シェアサイクルや観光地巡りとか、複数のグーグルマップと組み合わせせて紹介しても面白いかなと思っています。

和地市長が市民に役立つデジタル化の推進をうたっておられるのであれば、当市もぜひ作っていただきたい
と思います。いかがでしょうか。

○産業振興課長（井上昌弘君） デジタルマップによる直売所の掲載については利便性が高く、修正等への対応
にも即時性があると認識しておりますが、デジタルマップを作成する際の費用対効果を含め、他市の動向を見
ながら研究したいと考えております。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） ぜひ御検討のほうをよろしく願いいたします。期待しております。

また一方で、疑問に感じる施策もあります。先日の第65号議案、市民農園条例の一部を改正する条例です。
日本共産党としても反対討論を行っています。

市民農園は、市の計画では、市が主体となり、明確に拡充を目指すものと打ち出されています。民間のコン
サルタントに不採算だよと言われて、はいそうですかと廃止してよいものではないと思います。

奈良橋の農園がなくなるなら、市民農園的な機能が期待できる取組、何か補完するものがあるのでしょうか。
また、縮小したままでよいとお考えですか。伺います。

○産業振興課長（井上昌弘君） 第3次東大和市農業振興計画では、農地保全の観点から、農業にふれあう施策
の一つとして市民農園の充実を掲げております。奈良橋市民農園につきましては廃止・縮小の対象となりまし
たが、所有者からの返還の申出があったものであります。

市としましては、引き続き、農地保全の観点から、農家自営型市民農園の活用を含め、農業の推進に努めて
まいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） 奈良橋市民農園については、返還要求があったから廃止を決めたというのではなく、廃
止を先に伝えてから返還要求があったわけなので、順番は逆ということは付け加えておきます。

また、取れ過ぎた野菜について、子供食堂とつなげる等のアイデアもいただいています。練馬では、「わか
ちあい練馬」というフードバンクの団体さんがあって、週に1度、SNSのほうで広告をすると、ぱっともう
15分で完売してしまうという人気が出ています。東大和市は所得の低い方も多いです。こうやって始めてみれ
ばニーズは十分にあるのではないのでしょうか。

また、生活困窮者の方々の情報は、社会福祉協議会や、そえるのような組織に知見がありますので、橋渡し
になるかと思います。また、農福連携として、農業と福祉の連携として、東大和市は既に一部で実施していま
す。先ほどのそえるは横田基地近郊の農地での実績があります。より多くの農地を守るには、より多様な担い
手づくりが大切ではないのでしょうか。

○産業振興課長（井上昌弘君） 農福連携についてであります。農業労働力の確保と、障害者等の就労先の確
保ができると認識をしております。

このようなことから、関係課との調整や、他市の情報を収集し、当市に適した農福連携の在り方について研
究してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） ぜひ研究のほうよろしく願いいたします。期待しています。

また、課題は、農業の担い手の確保や育成と先ほどありました。この援農ボランティアについては、平成29
年の市民意識調査では、65%の市民の方が関心を持っています。また一方、農家の方からも、収穫期は集中し

で忙しくなるから、そこところを援助してほしい、市で労働力の投下について見てほしい、駅前の直売所だと人手がちょっと足りない、一人農家で、種をまいて収穫、加工、出荷準備、販売、これを全部一人でやるのはすごく難しい、市の職員さんが売り子を手配してくれるだけでもありがたいけどな、こういうふう
に要望をいただいています。

現状、援農ボランティアさんについて、どのように周知、募集、マッチングなどを行っていますか。

○産業振興課長（井上昌弘君） 援農ボランティアについてであります、市報で募集を行っております。援農ボランティアは、直接的に労働力を補完すべく派遣を行っております。令和4年度の実績で9人の登録があり、年間での派遣回数は24回で延べ337人の派遣を行いました。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） 詳しくありがとうございます。これからも積極的にぜひ援農ボランティアさん、検討していただきたいと思います。

東大和市は、農業は、国民の食を支える重要な基幹的産業だという認識はお持ちでしょうか。市政における全ての政策の中で、農業についてどういう位置づけをなさっていますか。

○産業振興課長（井上昌弘君） 当市は、東大和市総合計画「輝きプラン」の中で、暮らしと産業が調和した活力あるまちづくりの施策としての都市農業を掲げております。農地の保全・活用、農業の担い手の確保・育成、地産地消の推進など、農業の振興に取り組み、都市農業の機能が十分発揮されるまちづくりを進めていくこととしております。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） ありがとうございます。

私が今回、結構いろいろな農家の方にお話を伺ったんですけども、ヒアリングのとき、私が聞きました。市のほうにどんな施策を望みますか、聞いたんですね。そうすると、ある農家の方がこうおっしゃっています。

農業従事者が、俺は農業をやっているよかったな、自分たちは市民にとって存在感があるんだ、大切な存在なんだなと感じられるような施策をしてほしい。自分たちがそう思えたら、この子供も親のやってる仕事をいなくなって思えると思う。市民から理解や敬意や愛情を持って接されるようになる、そういう施策をしてほしい、こういうふうにおっしゃっています。

また、別の方は、東大和は中規模とか小規模の農家が多いけれども、同じ都市農業として狭くても頑張って経営しているので、自分たちに目を向けてほしい、農業は基幹産業なんだから、規模には関係なく情報を我々にも共有してほしい、小まめにそうやって見ていただくのは行政の役割でもあるんじゃないですかと、こういうふうにおっしゃいました。

日本共産党としては、今の日本において、食と農を守って、食料自給率を回復させて、価格の保障、所得の保障、これらを充実させることは急務だと考えています。国のやることは地方とは関係ないということではなく、今当市で起きていることは、この国の縮図であると思います。

市民と農家を再びつなげ、農業の社会的な地位を高めつつ、食料自給率を都市農業から引き上げていくこと、これが大切であると強調して、次の項目に移ります。

○議長（東口正美君） ここで10分間休憩いたします。

午前10時42分 休憩

午前10時52分 開議

○議長（東口正美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○5番（早川美穂君） では、引き続き2番、多摩地域での有機フッ素化合物PFAS（ピーファス）汚染への取組について伺います。

①PFAS汚染の現状と市民の健康に対する影響について。

御答弁では、市内の井戸水は取水を停止している、現在市内の水道水は暫定指針値を下回っているとのこと。この点については一見安心かのように思います。しかし、過去にどこの井戸水をどれだけ使ったか、測定はしたのか、これが明らかにならないことには問題の解明には至らないと考えます。以下の調査の速やかな実施を要望します。

①水道水はどこから取水しているのか。地元の地下水を混ぜているのか。その場合は比率はどのぐらいか。PFASの測定はしているのか。

②市が保有する井戸はあるのか。PFASは測定しているのか。

③地下水を使用している学校などの公共施設はあるのか。あればその用途は何か。PFASは測定しているのか。

④多摩地域のPFAS汚染を明らかにする会の行った791名の血液検査、こちらには当市の市民17名が参加しました。4PFASの平均値は16.7、以下の単位は全てナノグラムパーミリリットルでお話しします。16.7で、環境省が2021年に実施した全国調査、これは8.7の1.9倍でありました。米国科学アカデミーが健康影響の指標値としている4PFASの合計で20を超えた人は5名いました。29%です。多摩地域全体の中ではもちろん東大和市の数値というのは低いんですが、全国との比較ではもちろん高いものです。多くの市民が健康に不安を感じています。今回の検査は、京都大学の研究として実施されたものであり、この結果を基に、安全な水道水の供給に責任を持つ東京都が希望する都民にPFASの血液検査を実施するべきであり、市として都への要請を強く要望するものであります。

上記4点、いかがでしょうか。

○環境対策課長（梶川義夫君） それでは、まず1点目、水道水の関係でございます。

水道事業につきましては東京都が行っておるところでございます。取水ですが、東京都によりますと、小作浄水場、あるいは東村山浄水場から取水しているようでございます。

井戸でございますが、地下水の利用でございますが、現在東京都の井戸は使用されていないというふうに聞いております。また、その比率については示されておられません。

また、PFASの測定についてでございますが、こちらは行っているというふうに聞いております。その値は暫定指針値を下回っているということでございます。

続きまして、2点目と3点目でございます。

市では、飲料用として使用している井戸は把握しておりません。

最後、4点目の東京都への要請につきましては、市長会を通じまして、PFASによる汚染実態の原因究明、それから対策を講じることなどにつきまして、引き続き国に働きかけるよう要望しているところでございます。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） 詳しくありがとうございます。引き続き国に働きかけるとのこと、ぜひ積極的にお願いしたいです。

また、この検査において、当市から参加された1人の方に実際にお話を伺うことができました。PFOSの値が平均値3.9に対して、その方は10.6でした。PFOAが平均1.0に対して3.5。両者の合計は、平均が6.1に対して14.1、これは2倍以上です。4つのPFASの合計は平均8.7に対して19.9、これも約2倍です。この方は東久留米市に15年、東大和市に18年居住していた方です。いずれも現時点では暫定指針値を下回ってあまり問題視をされてこなかった地域にお住まいでした。しかし、現在は高脂血症からの脳梗塞を併発されて、療養をされておられます。

PFASの健康影響として、20ナノグラムパーミリリットル以上で脂質代謝異常の検査、甲状腺ホルモンの検査、腎がんの兆候や症状の確認、精巣がんや潰瘍性大腸炎の症状の評価を推奨するとされています。直接の関連性がある可能性は否定できないと思います。つまり、現在の水が安全であることは、必ずしも現在と未来の健康を意味しないと考えます。

ちょうど昨日、WHO世界保健機関のがん研究機関は、PFOAとPFOSについて、発がん性の評価の引上げを公表しました。特にPFOAの有害性は4段階中の4に上がりました。これは何かというと、アスベストとかたばこの煙と同列の毒性です。PFASの有害性、重大性や、現在の汚染状況について、市民への説明と調査を強く要望します。

続いて、②令和5年第2回定例会以降の検討状況について。

こちらも御答弁では、ホームページで現在の水道水の安全性、また東京都の相談窓口の告知のみということでした。率直に申し上げて危機感が足りないように思います。

PFASの危険性については、6月の一般質問でも申し上げました。9月にも共産党の市議団から意見書を提出しています。そして今、テレビや新聞でも、当時よりさらに多く、連日のようにPFASの深刻な有害性と被害、実際が明らかにされて、大きく取り上げられてきています。

私もその間、地域の方に直接お話を伺ったり、集いを開いたりして、多くの不安の声を聞いてきました。実際に、先ほどお話ししたように、健康被害として発症をしている方もいらっしゃいます。さらなる迅速な調査が必要です。市に意見書で求めた内容、加えて①のほうで述べた調査、これらを改めて要望したいと思います。

続いて、③他自治体の取組について。

御答弁では、各自治体のホームページへ窓口を掲載しました。地下水調査において、国の暫定指針値を超えた自治体や、水道事業を行っている自治体では独自の調査も実施していますということでしたけれども、現状それに加えて、多くの自治体で動きがありますので、ここで御紹介したいと思います。

国分寺の市議会にPFAS血液検査を要請、市議会は全会一致で都に要請。小金井の市議会では、米軍基地でのPFASの漏出について立入り調査の実施を求める意見書を賛成多数で可決。狛江の市議会では、PFAS対策の推進を国に求める意見書を全会一致で可決。PFAS汚染を明らかにする立川市民の会、こちらは立川市長に申入れをしました。また、PFAS汚染を明らかにする国立の会、これも市に要望書を提出して、市と懇談を行いました。また、安全な水を求める西東京市民の会は、市議会に陳情書を提出しました。また、安全な水を求める市民の会三鷹、こちらは市にPFAS汚染の調査と改善を求める要望書を提出しました。武蔵野市では、小・中学校の災害用井戸11か所、こちらを調査し、7か所で50ナノグラムパーリットルを超過していたので浄水器の設置を行いました。調布市では、市立の小・中学校、民間の災害井戸115か所を調査して、2月に結果をホームページで公開することなどです。これらの動きがあります。

また、当市のPFAS汚染のない三多摩を目指す武蔵村山・東大和市民の会、こういうグループがあるんで

すが、各市へ要望書を提出しています。武蔵村山の山崎泰大市長からは、既に書面にて回答があったことを申し添えておきます。

続いて、④PFAS汚染から市民の命と健康を守るために必要な対策について。

こちら、先ほどの御答弁では、都の調査に協力し、国の検討内容を周知しますのみとのことです。一方、お隣の立川市においては、酒井大史市長が、国や都に頼るだけではなく、市でできることは市でやっという、調べなければ対策はできない、分からないということのほうがりスクがあるとして、喫緊の課題として実態調査に取り組む姿勢を見せています。また、横田基地への立入調査について、近隣の市や都、同じ問題意識の自治体と連携したいという発言もしています。

この前、共産党市議団としても、全都の議員と合同で10月、11月と、防衛省、外務省、環境省のほうへ横田への調査の政府要請を行ってきました。

市民の健康のため、当市も自治体同士で力を合わせて声を上げることを強く要望します。

市に実施いただきたい具体的な取組として、下記を提案します。

1、PFASの毒性、水道の汚染状況を広報にて情報提供、2、公共施設や学校などへの浄水器の設置、3、市民の浄水器購入に対する補助制度の実施、4、国に対し、PFAS血中濃度の勧告値、飲料水の規制値の早急な決定、健康被害の防止を図るように要請すること。

また、東京都と協力して、以下の取組を進めてほしいです。

1、水道水からPFASを除去するための対策、2、水源井戸以外の井戸や土壌のPFASの汚染調査、3、地下水の汚染源の特定、4、横田基地のPFAS汚染の実態調査と情報公開、5、検査を希望する市民に対するPFAS血中濃度の疫学調査、6、調査で高い値が出た市民に対する健康診断の実施、これらの一刻も早い実現を求めて、次の項目に移りたいと思います。

3番、国民健康保険について。

①保険証について。

ア、紙の保険証の廃止の影響について伺います。

先ほどの御答弁では影響を把握していないとお話でしたが、紙の保険証の廃止、マイナ保険証のつまり強制により起こる影響について、私も医療に関わる方、住民の方にも直接お話を伺っています。もし強制されたら開業医の方は医院を閉めざるを得ないとおっしゃる方も何人もいました。地域から医療の担い手がいなくなってしまう危険性がある、極めて深刻なことです。マイナ保険証の強行は、医療の現場そのものを破壊しかねないと思います。登録自体は7割になったようですが、実際の利用率、これは4%台と低下の一途をたどっています。

大阪府の保険医協会が11月29日公表したマイナ保険証のトラブル等に関わるアンケート、こちらの結果では、206件中の回答中、トラブルがありましたと答えたのは実に124件、60%です。この内訳は、資格情報が無効、86件、カードリーダーでエラーが出た、45件、名前や住所に間違いがあった、27件、負担割合のそご、19件、電子証明書の期限切れ、2件。

これらもろもろのトラブル、東大和市でも起こらないと言えるでしょうか。伺います。

○保険年金課長（吾郷真利君） 今議員のおっしゃる懸念に対しましては、現在国において点検等を行っている」と認識しております。

また、令和6年秋以降におきましては、国の通知等に基づき、業務を適切に執行してまいりたいと考えてお

ります。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） もしこういう問合せが市民から来た場合、市でも新たな事務負担が増えるのではないのでしょうか。対策はどのようにしますか。伺います。

○保険年金課長（吾郷真利君） 繰り返しとなりますが、市長答弁でもありましたとおり、国の通知等に基づき、業務を適切に執行してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） 当市として、現状の紙の保険証とマイナ保険証、紙を続けると何か不都合はあるのでしょうか。国の政策はあるにしても、市としてはどういう認識なのでしょうか。私個人は紙のほうがいいなどもちろん思うわけなんです、そもそもマイナ保険証というのは最初は任意だったはずですよ。最初のルールに立ち戻って選択できるようにするべきではないのでしょうか。いかがでしょう。

○保険年金課長（吾郷真利君） マイナンバーカードの保険証の利用登録につきましては、被保険者の任意によるものと認識しており、健康保険証の利用登録を希望しない方につきましては、資格確認書を交付する予定となっております。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） 資格証明書とおっしゃるんですが、そんなことをしなくても、紙の保険証を残せば済む話じゃないかなと思うんですよね。

東大和市としては、自治体として、国にもっと混乱なく使えるようになるまで再検討すべきではないかと国にきちんと求めていただきたいです。単独でも、市長会を通じてでも結構です。いかがでしょう。

○保険年金課長（吾郷真利君） 現在国におきまして健康保険証のマイナンバーカードへの利用登録等について点検等を行っておりますことから、その状況を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） 実際に自治体の単位で国に意見しているところもたくさんあります。国に提案書を出している議会もあるので、何も不可能な話ではないと思います。現在自治体意見書採択数は、近隣ですと調布、小金井、全国では87の市町村に上ります。これはぜひ検討していただきたいところです。

続きまして、イ、短期被保険者証の扱いについて申し上げます。

答弁では、紙の保険証の廃止に伴い、短期被保険者証も廃止予定とのことでした。こういった対応をするのでしょうか。国はどのような指導をしていますか。伺います。

○保険年金課長（吾郷真利君） 現時点では、国からは短期被保険者証の廃止に伴う対応については示されていない状況でございます。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） 現時点でそれで大丈夫なのでしょうか。そのようにお考えで大丈夫ですか。取りこぼす人などがいたらどうすればいいのでしょうか。伺います。

○保険年金課長（吾郷真利君） 短期被保険者証の廃止に伴う対応につきましては、国からその内容が示されましたら適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） では、来年度予算の関係もあるので、議員団としても3月議会でもた聞かせていただく

かと思えます。

続きまして、現在の短期被保険者証の発行数について、頂いた資料を拝見しました。18件とのことでした。令和5年度で大幅に件数を減らしていますが、その要因はどのように捉えていらっしゃいますか。

○納税課長（中野哲也君） 納税管理及び徴収補助等業務委託による業務効率化によりまして、懸案であった徴収が困難な債権、いわゆる不良債権の圧縮に向けた取組が進捗してきたことによるものと認識しております。具体的などころでは、財産調査に基づく担税力の判断が進んだことで、令和5年度において多くの長期滞納事案に対する課題が解消・解決したものでございます。

なお、短期証の交付により接触の機会を図り、納税相談により担税力に関して最終的な判断となったものもございました。

以上のように、国税徴収法や地方税法に基づく滞納処分や、滞納処分の執行停止などによりまして、納税に関して一定の道筋を定めることができた方々に対し、正規証の交付へと切り替わっていったものでございます。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） 詳しくありがとうございます。物価の上昇に賃金の上昇が今追いつかない中で、市民生活は苦しくなる一方だと思います。しかし、東大和の国保税はどんどん値上げしているわけですから、払えない人も増えてくるんじゃないかと思えます。

私は、次の項目でも申し上げますが、今の局面では値上げは適切ではないと考えます。そして、短期被保険者証については、そもそもこういう区切りをすべきではありません。全ての人が医療を受ける権利を損なうことのないように、収納対策はぜひきちんと御指導してほしいと要望いたします。

②国民健康保険税の引下げと負担軽減について。

まず、軽減・減免制度について伺います。

減免措置や徴収猶予に基づいて当座の軽減をしているもの、こちらは何件ほどありますか。また、それほどの理由でしょうか。口頭で結構ですが、利用状況を伺います。

○保険年金課長（吾郷真利君） 所得に応じた7割、5割、2割の保険税軽減制度の対象世帯は、令和5年度の当初賦課時点で1万1,721世帯中5,525世帯、未就学児均等割軽減世帯は287世帯、多子世帯均等割軽減世帯は117世帯に減額している状況でございます。

また、11月末時点で、いわゆるコロナ減免につきましては15世帯、生活保護による減免については25世帯が減免となっております。

以上です。

○納税課長（中野哲也君） 続きまして、令和5年度における国民健康保険税徴収猶予の件数及び理由でございますが、徴収猶予の件数につきましては1件でございます。また、その理由でございますが、地方税法第15条第1項第5号の適用によるもので、事業の廃止または著しい損害に類する事実によるものでございます。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） 分かりました。

ここで市民の方の声を紹介したいと思います。

その方は御病気で離職によって減免を申請されました。最終的に減免は受理されたそうですが、書面の手続も実に大変だったし、自分の経済状態をどこまでどうやって証明したらいいのかと不安があったと言います。高齢の方や認知症の方、専門知識のない方、皆さん果たして同じことができるのかと思うと、一体どれだけの

人が恩恵を受けることができるのかと疑問に思ったと言います。その方は並行して生活保護も申請されたようですが、それと同じぐらい減免の申請、大変だったとおっしゃっていました。

もっと簡単に簡便に軽減できるように、ハードルを下げてくださいを要望します。

また併せて、収入基準の緩和、多人数世帯やひとり親世帯、障害者世帯などの要配慮世帯への減免制度の拡充も求めたいと思います。

例えば共産党議員団として以前も紹介したんですけども、滋賀県の野洲市、こちらでは、滞納は市民のSOS、異変のサインだよということで、当時の市長自ら、滞納を市民生活支援のきっかけにするというふうに発信しているんです。滞納してくれてありがとうというか、滞納は、やっぱり困っている市民が助けてくれと言っているということなのだから、けしからん、どんどん徴税をしろと、そういうのではなくて、逆に教えてくれてありがとう、これでサポートができるよというんです。

当市もこの観点で動いていただくことがとても重要だと考えています。ぜひ期待をしたいと思います。

次に、来年度の国民健康保険税について伺います。

恐らく計算はこれからだと思いますが、報道によりますと、東京都で平均1万円ほどの値上げという見出しがありました。東大和市はどういう影響を受けますか。伺います。

○保険年金課長（吾郷真利君） 東京都の試算した令和6年度の当市の仮の標準保険料率についてですが、令和5年度と比較しますと、基礎課税額分では所得割が0.18ポイントの増、均等割が1,373円の増、後期高齢者支援金等課税額分では所得割が0.19ポイントの増、均等割が1,325円の増、介護納付金課税額分では所得割が0.01ポイントの増、均等割が103円の減となっております。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） 増えますね。

ところで、尾崎議員からも昨日指摘があったと思いますが、東大和市の国保税、もともと物すごく高いですよ。東京社協の調査による2022年度試算の東京都の保険料ワーストランキングというのがあります。ここで多摩26市の中ですと、東大和市は何と八王子市に続くワースト2位です。何とその額は千代田区よりも高い。

そして、ここで自治体ごとの平均収入でも見てみたいと思います。e-S t a tの政府統計調査による2023年度の東京都の被保険者数と所得ランキング、これを見ています。千代田区は301万6,821円、東大和市は72万5,636円です。所得は、東大和市は千代田区の4分の1しかありません。しかし、国保税は千代田区より高いんです。これはあまりにもおかしいと思います。高過ぎます。

ここで、資料要求したものについて申し上げます。

6年間で一般会計から国民健康保険事業特別会計への「赤字繰出し」をなくす国民健康保険事業特別会計財政健全化計画策定にあたって作成または参照した国民健康保険税等の他市比較資料、それから国民健康保険事業運営基金創設以降の各年度末と現在の基金残高のこの2つの資料を要求いたしました。

この前者の資料については存在しないということでしたので、赤字についてのみ解消したかどうか教えてください。

○保険年金課長（吾郷真利君） 令和5年度予算におきましては、一般会計から国民健康保険事業特別会計への赤字繰出しは解消している状況です。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） 赤字は解消したということなので、今まではこの赤字をどうにかなくすために値上げ値上げと繰り返してきたわけですから、少なくともこれで上げる理由というのはなくなったわけです。もし上げるとしたら、今の市民の生活実態、暮らしを見たらとても上げられないと思います。先ほど申し上げたように、もともと物すごい高いんです。もっと今より払えない人が増えて、収納率が下がるんじゃないでしょうか。今年度は赤字になってでも値上げはすべきではないと考えます。市民生活を救うような形で引下げをするべきではと考えています。

今、基金も2.4億円積み上がっていますよね。値上げの抑制のため、基金から繰入れをしていると毎年おっしゃってはいますが、この基金をもっと活用して、極力値上げを抑えるべきではないでしょうか。今の財政的にも引下げは可能と思いますが、いかがでしょう。

○保険年金課長（吾郷真利君） 市の国民健康保険税につきましては、東京都へ納める国民健康保険事業費納付金に基づくものとなります。現在の市の税率等は、東京都が試算した令和6年度の当市の仮の標準保険料率を全体的に下回っており、その差については国民健康保険運営基金を活用して財源補填する必要があると考えております。

以上でございます。

○5番（早川美穂君） 2022年度の社会保障給付費は131兆円、そのうち医療は40兆円、福祉その他は31兆円です。これを削っていくというのは、日本の経済そのものを削ることだと考えます。医療や福祉というのは金食い虫では決してありませんし、社会保障というのは経済の大事な柱の一つです。国民の生存権を守るため、国民健康保険制度を守っていくことは最も重要なことと考えます。

しかし、来年度の保険料については値上げを行うべきではないと考え、厳しいことも申し上げましたが、職員の皆様が様々な努力をしてこられたことも伺っています。東大和市が子供が3人以上の場合、3人目の均等割を無料としたのはとてもよかったなと思います。国に任せきりの自治体も多い中で、市として独立して、多摩ではかなり早い時期にこのように住民に寄り添った施策を打ち出してくれたのはとてもありがたいことです。

かつて、これは国保税の値上げをしたときにセットで成立した施策であるので、共産党としましてはもろ手を挙げて賛成というわけにはちょっとできませんでしたが、均等割の無料化、それ自体はとてもよいことと捉えます。ここで、できればもう一声、独自制度として、例えば均等割について1人1万円を減らしたら、これは加入人数で計算すればすぐ予算は組めるかと思いますが、基本的に均等割は国が全て調整してほしいところです。しかし、今はそういう動きはありません。なので、国にもぜひ求めていただきたいと思いますし、さらなる独自制度の拡充もぜひぜひ要望したいところです。

今は少子高齢化です。産めば産むほど保険料が高くなってしまふんだったら、複数のお子さんを持つというのはなかなか考えにくくなります。東大和市は、日本一子育てがしやすいまちをうたっています。産みやすく育てやすい市にさせていただくよう強く要望して、私からの質問を終了いたします。ありがとうございました。

○議長（東口正美君） 以上で、早川美穂議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（東口正美君） これをもって、本定例会における一般質問は全て終了いたしました。

○議長（東口正美君） 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしました。

ここで会議の休会についてお諮りします。

明日12月7日及び8日、11日から15日につきましては会議を休会としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（東口正美君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

○議長（東口正美君） これをもって本日の会議を散会いたします。

午前11時23分 散会